

川崎市立岡上小学校PTA 規約

第1章 名称と事務局

第1条 本会は、川崎市立岡上小学校PTAといい、事務局を川崎市立岡上小学校内におく。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、児童の健全な心身の発達をはかり、その福祉を増進することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- (1) 教育の効果を高め、児童の福祉厚生をはかる。
- (2) 児童の教育的環境の整備向上を図る。
- (3) 会員相互の教養を高める。
- (4) 会員相互の親睦、厚生をはかる。

第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。

第5条 本会は、児童の教育、福祉のために活動する他の社会団体および機関と協力するが干渉は受けない。

第6条 本会は、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第7条 本会は、特定の政党や宗教には偏しない。

第4章 会員

第8条 本会は、岡上小学校在籍児童の保護者（または、これに代わるもの）と、同校教職員で構成されている任意加入の団体である。本会へは自由意思で入退会することができる。但し、転校以外の理由で年度途中で退会した場合、同じ年度内の再加入はできない。次年度以降に、加入届を提出するものとする。

第9条 会員は、会費を納めるものとする。会費は一世帯あたり月額350円とする。転入者は、在籍開始の月額分から、転出者は在籍期間の月額分まで支払うものとする。岡上小学校PTAは、川崎市に委任状を提出することで、PTA会費の徴収等につ

いて岡上小学校に委任するものとする。

第10条 本会の会員は、川崎市PTA連絡協議会・川崎市麻生区PTA協議会の会員となる。

第5章 経 費

第11条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁する。
第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日におわる。
第13条 毎年度の予算は、総会で決定し、会計監査の監査報告を付して総会の承認を求める。

第6章 役員及び会計監査

第14条 本会に次の役員および会計監査をおく。ただし、人数についてはこの限りではない。

会 長	1名	保護者
副 会 長	2名	保護者
書 記	3名	保護者2名・教職員1名
会 計	2名	保護者
会計監査	2名	保護者

第15条 役員並びに会計監査の任期は4月1日より、翌年3月31日までの1年間とする。但し、再選を妨げない。
役員並びに会計監査に欠員が生じた時は運営委員会の承認を得て、補充し、任期は前任者の残期間とする。

第16条 次年度の役員並びに会計監査の選出は、次の通り行う。
(1) 役員並びに会計監査の選出は、役員選出総会において行う。
(2) 役員並びに会計監査の選出方法は、細則で定める。
(3) 教職員の役員については、校長の推薦を要するものとする。
(4) 役員の選出にあたり、立候補者の不足等により活動が困難となる場合は当年度のPTA活動は縮小または中止となる可能性がある。
(5) 役員の活動が困難となり、すべてのPTA活動が中止となった場合には、会費の徴収、およびすべての委員活動は行わない。

第17条 役員並びに会計監査の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。内1名は麻生区PTA協議会運営委員を兼務する。
- (3) 会計は、会計の事務を担当し、必要に応じ会計報告をする。
- (4) 書記は、会議の議事を記録し、本会運営上の庶務を担当する。
- (5) 会計監査は、必要に応じて監査を行うほか、運営委員会に出席して、経理、その他について意見を述べるができる。

第7章 総 会

第18条 総会は本会における最高の議決機関であり、会長が開催する。定期総会は年度始・年度末に行い、臨時総会は必要に応じ開催する。

- (1) 年度始定期総会は、前年度の活動計画及び決算報告、今年度の予算並びに活動方針等について検討する。
- (2) 年度末定期総会は、新役員の選出等を行う。

第19条 総会は会員の2分の1（委任状を含む）以上の出席または議決権の行使によって成立し、議決は出席者の過半数または議決権行使書の過半数を必要とする。但し、議決権は1世帯1票とする。

第8章 運 営 委 員 会 ・ 委 員 会

第20条 運営委員会は、本会の重要事項を審議するとともに委員会の連絡調整をはかり、本会事業の企画推進に当たる。

第21条 運営委員会の構成は、役員、学校長、ふれあい委員会各グループの代表者（またはその代行者）を以て構成する。

第22条 本会に、次の委員会を設ける。

(1) ふれあい委員会

児童並びに会員相互の親睦をはかるための企画・実行にあたる。児童の校外生活の指導と地域との健全な環境づくり、子供達の安全（防災・防犯・交通安全）の確保に努め、広報活動を通しての会員相互の理解をはかる。

(2) 特別委員会

会長は、必要に応じ設置し、任務終了後に解散する。

第23条 委員会の構成及び委員の選出については細則で定める。

第24条 委員の任期は1カ年とする。但し再選を妨げない。

第25条 校長は随時、委員会に出席して、意見を述べることができる。

第9章 個人情報取扱

第26条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱細則」として定め、適正に運用するものとする。

第10章 付 則

第27条 本会の運営に関して必要な細則は、運営委員会の議決を経て別に定める。

第28条 この規約は、総会において出席の過半数の同意を得て改廃することができる。

第29条 この規約は、昭和62年4月1日より施行する。

第30条 この規約は、平成20年4月1日より施行する。

第31条 この規約は、平成20年11月22日より施行する。

第32条 この規約は、平成22年4月1日より施行する。

第33条 この規約は、平成26年4月1日より施行する。

第34条 この規約は、平成28年5月13日より施行する。

第35条 この規約は、平成29年5月25日より施行する。

第36条 この規約は、令和2年4月1日より施行する。

第37条 この規約は、令和3年4月1日より施行する。

第38条 この規約は、令和4年4月1日より施行する。

第39条 この規約は、令和7年4月1日より施行する。

川崎市立岡上小学校PTA規約細則

第1章 役員・委員の選出

- 第1条 規約第16条で定める役員候補者を選出するため、役員候補推薦委員会（以下、推薦委員会という。）を設ける。
- 第2条 推薦委員会の構成は、次の通りとする。
- | | |
|-----------|-----|
| ふれあい委員会より | 計3名 |
| 本部役員より | 3名 |
| 教職員より | 1名 |
- 第3条 前条の推薦委員会は、毎年度始めの運営委員会の際に構成し、正副委員長を決定する。
- 第4条 推薦委員会は、2月中に役員候補者を推薦し、会員に公示する。

第2章 委員会の構成及び委員の選出

- 第5条 規約第23条で定める委員会の構成及び委員の選出は、立候補を優先とする。
- (1) ふれあい委員会
学年の児童数、その他検討に値する状況により、役員会にて審議のもと選出する人数を決定することができる。
 - (2) ふれあい委員会は、パトロールグループ、こども110番グループ、広報グループで構成される。但し、所属メンバーが活動可能な人数に満たない場合は、この限りではない。
 - (3) グループごとにリーダー、副リーダーを互選する。リーダーに欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て補充し、任期は前任者の残期間とする。
 - (4) 各グループにおいて、活動時に人数が不足する場合など、内容に応じてボランティアの募集を行うことができる。

第3章 付 則

- 第6条 本細則は、運営委員会の審議を経てこれを改廃することができる。
- 第7条 本細則を改正した場合、次期総会において報告する。
- 第8条 本細則は、昭和62年4月1日より施行する。
- 第9条 平成16年3月5日第2章第5条規約細則改正により、本細則は、平成16年4

月1日より施行する。

第10条 平成20年3月12日第1章第2条、及び第2章第5条規約細則改正により、本細則は、平成22年4月1日より施行する。

第11条 平成26年3月6日第2章第5条規約細則改正により、本細則は、平成26年4月1日より施行する。

第12条 平成29年5月12日第1章第4条規約細則改正により、本細則は、即日施行する。

第13条 平成31年2月6日第2章第5条規約細則改正により、本細則は、平成31年4月1日より施行する。

第14条 令和2年2月6日第1章第2条、及び第2章第5条規約細則改正により、本細則は、令和2年4月1日より施行する。

第15条 令和4年2月4日第1章第2条・第3条、及び第2章第5条規約細則改正により、本細則は、令和4年4月1日より施行する。

第16条 令和7年2月18日第2章第5条・第3条、及び第3章第6条規約細則改正により、本細則は、令和7年4月1日より施行する。

川崎市立岡上小学校PTA慶弔規定

本会の慶弔規定を次の通り定める。

第 1 条 慶に関する事項

- (1) 会員として特に功労のあった者には、感謝状および記念品を贈る。
- (2) 教職員の転退職に際しては、記念品を贈る。

第 2 条 弔に関する事項

- (1) 会員の死亡に際しては、弔慰を表す。
- (2) 児童の死亡に際しては、弔慰を表す。

第 3 条 見舞いに関する事項

- (1) 児童の疾病障害の場合は、その状況により、見舞金を贈る。
- (2) 会員の災害に関しては、役員会の議を経て見舞金を贈る。

第 4 条 第1条、第2条、第3条の金額については、細則で定める。

第 5 条 その他の慶弔に関する事項

PTAに関わる団体、個人の場合は役員協議で決定する。

細 則

1. 第1条第1項の記念品は、2000円を規準とする。
2. 第1条第2項については、上限を5000円とする。
3. 第2条第1項については弔慰金5000円とする。
4. 第2条第2項については弔慰金5000円とする。
5. 第3条第1項の見舞金は、児童が2週間以上入院した場合、3000円とする。
6. その他の特別の場合は運営委員会が決める。但し、緊急を要する場合は、役員で協議決定し、運営委員会に報告する。